明治二十五年三月三十一日
第三種郵便物認可

官報

（号　外）
独立行政法人国立印刷局

目次

〔政　令〕
○育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（七）　二
○地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（八）　三
○絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令（九）　四
○児童福祉法施行令の一部を改正する政令（一〇）　五
○介護保険法施行令の一部を改正する政令（一一）　五
○風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律施行期日を定める政令（一二）　六
〔省　令〕
○風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律施行規則（防衛一）　六
〔告　示〕
○高知空港の飛行場灯火について告示した事項に変更を加えた件（国土交通四二）　一三
〔人事異動〕
最高裁判所　一三
〔公　告〕
諸事項
裁判所　破産、免責、再生関係　一三
特殊法人等　上場会社等監査人名簿の登録及び登録抹消、土地家屋調査士名簿登録等関係　一五
地方公共団体　行旅死亡人関係　一五
会社その他　四
会社決算公告　四

本号で公布された法令のあらまし

◇育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令（政令第七号）（厚生労働省）

一　職業安定法施行令の一部改正関係

職業安定法第五条の六第一項第三号において、公共職業安定所、特定地方公共団体及び職業紹介事業者は、労働に関する法律の規定であって政令で定めるものの違反に関し、法律に基づく処分、公表その他の措置が講じられた者からの求人の申込みを受理しないことができることとされているところ、当該労働に関する法律のうち育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律（以下「育児・介護休業法」という。）に関して定める職業安定法施行令第一条第六号について、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（以下「改正法」という。）第一条により育児・介護休業法に新設された労働者が家族の介護の必要性に直面した旨を事業主に対して申し出たことを理由とした不利益取扱いの禁止に係る規定を追加することとした。（第一条関係）

二　船員職業安定法施行令の一部改正関係

船員職業安定法施行令第一条第七号について、一に準じた改正を行うこととした。（第一条関係）

三　行政手続法施行令の一部改正関係

行政手続法第三九条第四項第四号の意見公募手続を実施することを要しない命令等として、改正法第一条により育児・介護休業法に新設された次に掲げる規定に関し、それぞれ次に定める命令を追加することとした。（第四条関係）

1　育児・介護休業法第二一条第二項　労働者が家族の介護の必要性に直面した旨を事業主に対して申し出たときに当該事業主が当該労働者に対して知らせなければならない事項及びその方法並びに当該事業主が講じなければならない措置を定める命令

2　育児・介護休業法第二一条第三項　労働者が家族の介護に直面する前の適切な期間及び当該期間に事業主が当該労働者に対して知らせなければならない事項を定める命令

3　育児・介護休業法第二二条第二項第三号　介護休業に係る雇用環境の整備に関する措置を定める命令

4　育児・介護休業法第二二条第四項第三号　仕事と介護の両立に資する制度又は措置に係る雇用環境の整備に関する措置を定める命令

四　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第八号）（環境省）

1　特定排出者の事業活動に伴う温室効果ガスの排出量の算定方法

㈠　二酸化炭素の量の全部又は一部を大気中に放出せずに回収し燃料の製造の用に供した場合その他環境省令・経済産業省令で定める場合においては、当該量を環境省令・経済産業省令で定めるところにより控除して、地球温暖化対策の推進に関する法律（平成一〇年法律第一一七号）第二六条第三項の温室効果ガス算定排出量を算定できることとした。（第七条第三項関係）

㈡　一酸化二窒素の排出を伴う事業活動のうち、半導体素子等の製造において、酸化膜の形成を追加することとした。（別表第九関係）

2　国際協力排出削減量の記録

㈠　法人等保有口座の記録事項を定めることとした。（第二一条関係）

㈡　国際協力排出削減量の信託の記録手続を定めることとした。（第二二条～第二八条関係）

㈢　手数料の額等を定めることとした。（第二九条関係）

3　施行期日等

㈠　この政令による改正後の第七条第三項及び別表第九の規定は、令和七年度以降において報告すべき第二六条第三項に規定する温室効果ガス算定排出量について適用することとした。（附則第二項関係）

㈡　関係政令について所要の改正を行うこととした。（附則第三項関係）

㈢　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令（政令第九号）（環境省）

1　絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七五号。以下「法」という。）第四条第三項の政令で定める国内希少野生動植物種として、ヨナグニキノボリトカゲ等を追加することとした。（別表第一関係）

2　法第四条第五項の政令で定める特定第一種国内希少野生動植物種として、ゼニタナゴ等を追加することとした。（別表第三関係）

3　法第四条第六項の政令で定める特定第二種国内希少野生動植物種として、ヨナグニキノボリトカゲ等を追加することとした。（別表第四関係）

4　法第六条第二項第四号の政令で定める採取等を規制する卵及び種子として、１の種のうちヨナグニキノボリトカゲ及びヤンバルオオイチモンジシマゲンゴロウの卵を追加することとした。（第二条関係）

5　その他所要の規定の整備を行うこととした。

6　この政令は、令和七年二月一二日から施行することとした。

◇児童福祉法施行令の一部を改正する政令（政令第一〇号）（こども家庭庁）

1　高崎市を児童相談所設置市に指定することとした。（本則関係）

2　この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項及び第三項関係）

3　この政令は、令和七年一〇月一日から施行することとした。

◇介護保険法施行令の一部を改正する政令（政令第一一号）（厚生労働省）

1　第一号被保険者の区分のうち第一段階（介護保険法施行令第三八条第一項第一号又は第三九条第一項第一号に掲げる区分をいう。）及び第四段階（同令第三八条第一項第四号又は第三九条第一項第四号に掲げる区分をいう。）について、保険料率の算定に関する基準をそれぞれ見直すこととした。（本則関係）

2　施行期日等

㈠　この政令の施行に関し、必要な経過措置を定めることとした。（附則第二項関係）

㈡　この政令は、令和七年四月一日から施行することとした。

◇風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律の施行期日を定める政令（政令第一二号）（防衛省）

風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律（令和六年法律第三九号）の施行期日は、令和七年三月一日とすることとした。

政　令

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年一月二十二日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第七号

育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行に伴う関係政令の整備に関する政令

内閣は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律（令和六年法律第四十二号）の施行に伴い、及び行政手続法（平成五年法律第八十八号）第三十九条第四項第四号の規定に基づき、この政令を制定する。

（職業安定法施行令及び船員職業安定法施行令の一部改正）

第一条　次に掲げる政令の規定中「第二十一条第二項」を「第二十一条第四項」に改める。

一　職業安定法施行令（昭和二十八年政令第二百四十二号）第一条第六号

二　船員職業安定法施行令（平成十六年政令第三百六十九号）第一条第七号

（私立学校教職員共済法施行令の一部改正）

第二条　私立学校教職員共済法施行令（昭和二十八年政令第四百二十五号）の一部を次のように改正する。

第二条第四号中「第二項に」を「第三項に」に改める。

（廃止前の農林漁業団体職員共済組合法施行令の一部改正）

第三条　厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律（平成十三年法律第百一号）附則第十六条第一項の規定によりなおその効力を有するものとされた厚生年金保険制度及び農林漁業団体職員共済組合制度の統合を図るための農林漁業団体職員共済組合法等を廃止する等の法律の施行に伴う関係政令の整備等に関する政令（平成十四年政令第四十三号）第一条の規定による廃止前の農林漁業団体職員共済組合法施行令（昭和三十三年政令第二百二十八号）の一部を次のように改正する。

第一条第五号中「第二項」を「第三項」に改める。

（行政手続法施行令の一部改正）

第四条　行政手続法施行令（平成六年政令第二百六十五号）の一部を次のように改正する。

第四条第一項第十三号中「第七条第二項」の下に「（同法第九条の四において準用する場合を含む。）」を、「第二十一条第一項」の下に「から第三項まで」を、「第二十二条第一項第三号」の下に「、第二項第三号及び第四項第三号」を加える。

附　則

この政令は、育児休業、介護休業等育児又は家族介護を行う労働者の福祉に関する法律及び次世代育成支援対策推進法の一部を改正する法律の施行の日（令和七年四月一日）から施行する。

総務大臣　村上誠一郎
厚生労働大臣　福岡　資麿
内閣総理大臣　石破　茂

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年一月二十二日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第八号

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、地球温暖化対策の推進に関する法律の一部を改正する法律（令和六年法律第五十六号）の施行に伴い、並びに地球温暖化対策の推進に関する法律（平成十年法律第百十七号）第二十六条第一項及び第三項、第五十七条の八第二項第五号、第五十七条の十四並びに第六十二条の規定に基づき、この政令を制定する。

地球温暖化対策の推進に関する法律施行令（平成十一年政令第百四十三号）の一部を次のように改正する。

目次中「第五章　雑則（第二十一条―第二十八条）」を「第五章　国際協力排出削減量口座簿等（第二十一条―第二十八条）　第六章　雑則（第二十九条・第三十条）」に改める。

第七条に次の一項を加える。

3　特定排出者は、その事業活動に伴う二酸化炭素の量の全部又は一部を大気中に排出せずに回収し燃料の製造の用に供した場合その他環境省令・経済産業省令で定める場合においては、法第二十六条第三項の温室効果ガス算定排出量の算定に当たり、第一項第一号イ(1)及び(2)並びに第二号並びに前項の規定により得られる二酸化炭素の量から、当該回収され、及び適正に処理された二酸化炭素の量を環境省令・経済産業省令で定めるところにより控除することができる。

第十一条第一項各号列記以外の部分、同項第一号及び同条第二項第三号中「以下」の下に「この章において」を加える。

第二十二条を第三十条とする。

第二十一条第一項中「手数料」の下に「（以下「手数料」という。）」を加え、同項に次の三号を加える。

四　法第五十七条の九第三項の法人等保有口座の開設の申請をする者　一万四千四百円

五　法第五十七条の十一第二項の振替の申請をする者　二千五百円

六　法第五十七条の十七の書面の交付を請求する者　千二百円

第二十一条第二項中「貼って」の下に「納付する方法その他環境省令・経済産業省令で定める方法により」を加え、同条第三項中「場合」の下に「又は同項第五号に掲げる者が政府保有口座に無償で国際協力排出削減量を移転する場合」を加え、「法第六十二条の」を削り、同条を第二十九条とする。

第五章を第六章とし、第四章の次に次の一章を加える。

第五章　国際協力排出削減量口座簿等

（法人等保有口座の記録事項）

第二十一条　法第五十七条の八第二項第五号の政令で定める事項は、国際協力排出削減量についての処分の制限に関する事項とする。

（信託の記録の申請）

第二十二条　法第五十七条の十四の記録（以下この章において「信託の記録」という。）は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者の環境大臣及び経済産業大臣に対する申請により行う。

一　信託の委託者（以下この章において「委託者」という。）から信託の受託者（以下この章において「受託者」という。）への国際協力排出削減量の移転により当該国際協力排出削減量が信託財産に属することとなる場合　委託者

二　受託者の変更により信託財産に属する国際協力排出削減量が新受託者に移転することとなる場合　前受託者

三　前二号に掲げる場合以外の場合　受託者

2　第十一条第二項の規定は前項の申請をする者について、同条第三項及び第四項の規定は前項の申請について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「管理口座」とあるのは「法人等保有口座」と、同項第二号中「算定割当量の種別ごと」とあるのは「国際協力排出削減量」と、同条第四項中「法第四十五条第三項第三号」とあるのは「法第五十七条の八第二項第四号」と読み替えるものとする。

（代位による申請）

第二十三条　前条第一項第三号に掲げる場合においては、信託の受益者（以下この章において「受益者」という。）又は委託者は、受託者に代位して信託の記録を申請することができる。

2　第十二条第二項の規定は、受益者又は委託者について準用する。この場合において、同項中「名称」とあるのは「氏名又は名称」と、「算定割当量」とあるのは「国際協力排出削減量」と読み替えるものとする。

（同時申請）

第二十四条　第二十二条第一項第一号に掲げる場合においては、信託の記録の申請は、同号に規定する移転に係る国際協力排出削減量の振替の申請と同時にしなければならない。

（信託の記録の抹消の申請）

第二十五条　信託の記録の抹消は、次の各号に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に定める者の環境大臣及び経済産業大臣に対する申請により行う。

一　国際協力排出削減量の移転により当該国際協力排出削減量が信託財産に属さないこととなる場合　受託者

二　受託者の変更により信託財産に属する国際協力排出削減量が新受託者に移転することとなる場合　前受託者

三　国際協力排出削減量を固有財産に帰属させることにより当該国際協力排出削減量が信託財産に属さないこととなる場合　受託者及び受益者

2　第十四条第二項の規定は、前項の申請をする者について準用する。この場合において、同条第二項第一号中「管理口座」とあるのは「法人等保有口座」と、同項第二号中「算定割当量の種別ごと」とあるのは「国際協力排出削減量」と読み替えるものとする。

（同時申請）

第二十六条　前条第一項第一号に掲げる場合においては、信託の記録の抹消の申請は、同号に規定する移転に係る国際協力排出削減量の振替の申請と同時にしなければならない。

（受託者の変更）

第二十七条　受託者の変更があった場合においては、前受託者は、環境省令・経済産業省令で定めるところにより、信託財産に属する国際協力排出削減量について新受託者への移転に係る振替の申請（次項において「国際協力排出削減量振替申請」という。）をするのと同時に、当該国際協力排出削減量について、第二十二条第一項第二号及び第二十五条第一項第二号の規定による申請（次項において「受託者変更記録等申請」という。）をしなければならない。この場合においては、これらの申請と同時に、その変更を証明する資料を提出しなければならない。

2　信託法第五十六条第一項第三号、第四号若しくは第六号又は公益信託ニ関スル法律第八条の規定による受託者の任務の終了及び受託者の変更があった場合においては、新受託者も、国際協力排出削減量振替申請及び受託者変更記録等申請をすることができる。この場合においては、受託者変更記録等申請は、国際協力排出削減量振替申請と同時にしなければならない。

3　前項の場合においては、第一項後段の規定を準用する。

（準用）

第二十八条　第十七条から第二十条までの規定は、信託の記録について準用する。この場合において、同条中「第十一条第二項第三号から第十三号まで」とあるのは、「第二十二条第二項において準用する第十一条第二項第三号から第十三号まで」と読み替えるものとする。

別表第九の五の項の下欄中「における」の下に「酸化膜の形成若しくは」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　改正後の第七条第三項及び別表第九の規定は、令和七年度以降において報告すべき地球温暖化対策の推進に関する法律第二十六条第三項に規定する温室効果ガス算定排出量について適用する。

（資産の流動化に関する法律施行令の一部改正）

3　資産の流動化に関する法律施行令（平成十二年政令第四百七十九号）の一部を次のように改正する。

第七十三条第十項中「第十一条第二項」の下に「（同令第二十二条第二項において読み替えて準用する場合を含む。）」を加え、「同項第五号」を「同令第十一条第二項第五号」に改める。

内閣総理大臣　石破　茂
経済産業大臣　武藤　容治
環境大臣　浅尾慶一郎

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年一月二十二日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第九号

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令の一部を改正する政令

内閣は、絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律（平成四年法律第七十五号）第四条第三項、第五項及び第六項、第六条第二項第四号、第十五条第一項ただし書並びに第五十六条の規定に基づき、この政令を制定する。

絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令（平成五年政令第十七号）の一部を次のように改正する。

第二条第二号ロ中「及び7の項」を「、7の項及び11の項」に改め、同条第三号中「㊷の6の項及び11の項」を「㊷の7の項及び12の項」に、「㊼の2の項」を「㊼の3の項」に改める。

別表第一の表二の第一の三のイ中⑵を⑶とし、⑴を⑵とし、その前に次のように加える。

	⑴　きのぼりとかげ科
1	*Diploderma polygonatum donan*（ヨナグニキノボリトカゲ）

別表第一の表二の第一の五のイの⑵中5の項を7の項とし、4の項を6の項とし、3の項を4の項とし、同項の次に次の一項を加える。

5	*Pseudorasbora pumila*（シナイモツゴ）

別表第一の表二の第一の五のイの⑵中2の項の次に次の一項を加える。

3	*Acheilognathus typus*（ゼニタナゴ）

別表第一の表二の第一の六のロの⑷中11の項を12の項とし、10の項の次に次の一項を加える。

11	*Hydaticus yambaruensis*（ヤンバルオオイチモンジシマゲンゴロウ）

別表第一の表二の第一の六のくに次のように加える。

	⑸　ものさしとんぼ科
1	*Platycnemis phyllopoda*（チョウセンゲンバイトンボ）

別表第一の表二の第一の八のイに次のように加える。

	⑵　いしがい科
1	*Obovaldis omiensis*（カタハガイ）

別表第一の表二の第二の㉚中39の項を41の項とし、38の項を40の項とし、37の項を38の項とし、同項の次に次の一項を加える。

39	*Thrixspermum annamense* var. *devolianum*（イリオモテカヤラン）

別表第一の表二の第二の㉚中36の項を37の項とし、16の項から35の項までを一項ずつ繰り下げ、15の項の次に次の一項を加える。

16	*Dienia ophrydis*（ホザキヒメラン）

別表第一の表二の第二の㊷中11の項を12の項とし、5の項から10の項までを一項ずつ繰り下げ、4の項の次に次の一項を加える。

5	*Anemone sikokiana*（シコクイチゲ）

別表第一の表二の第二の㊼中2の項を3の項とし、1の項を2の項とし、同表の第二の㊼に1の項として次の一項を加える。

1	*Calicarpa formosana*（ホウライムラサキ）

別表第三の第一の⒀中10の項を11の項とし、9の項を10の項とし、8の項を9の項とし、7の項の次に次の一項を加える。

8	*Dienia ophrydis*（ホザキヒメラン）

別表第三の第一中⑲を⑳とし、⑱の次に次のように加える。

	⑲　くまつづら科
1	*Calicarpa formosana*（ホウライムラサキ）

別表第三中第一を第二とし、その前に次のように加える。

第一	動物界
一	条鰭（じょうき）亜綱
イ	こい目
	⑴　こい科
1	*Acheilognathus typus*（ゼニタナゴ）

別表第四の第一中五を六とし、同表の第一の四のイに次のように加える。

	⑵　いしがい科
1	*Obovaldis omiensis*（カタハガイ）

別表第四の第一中四を五とし、三を四とし、同表の第一の二のイの⑴に次の一項を加える。

2	*Pseudorasbora pumila*（シナイモツゴ）

別表第四の第一中二を三とし、一を二とし、その前に次のように加える。

一	爬虫（はちゅう）綱
イ	とかげ亜目
	⑴　きのぼりとかげ科
1	*Diploderma polygonatum donan*（ヨナグニキノボリトカゲ）

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年二月十二日から施行する。

（経過措置）

2　この政令の施行の際現にこの政令による改正後の絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律施行令別表第三の第一の一の項のイの⑴の１の項に掲げる種（亜種又は変種を含む。）に係る絶滅のおそれのある野生動植物の種の保存に関する法律第三十条第一項に規定する特定国内種事業を行う者に対する同条の規定の適用については、同項及び同条第二項中「行おうとする者」とあるのは「行う者」と、「あらかじめ」とあるのは「令和七年八月十一日までに」とする。

農林水産大臣　江藤　拓
環境大臣　浅尾慶一郎
内閣総理大臣　石破　茂

児童福祉法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年一月二十二日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第十号

児童福祉法施行令の一部を改正する政令

内閣は、児童福祉法（昭和二十二年法律第百六十四号）第五十九条の四第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

児童福祉法施行令（昭和二十三年政令第七十四号）の一部を次のように改正する。

第四十五条の二中「含む。）は」の下に「、高崎市」を加える。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年十月一日から施行する。

（処分等に関する経過措置）

2　都道府県知事若しくは都道府県が設置する児童相談所の所長その他の都道府県の機関（以下「都道府県知事等」という。）が行った許可、認可その他の処分若しくは通知その他の行為のうちこの政令の施行の際現に効力を有するもの又はこの政令の施行の際現に都道府県知事等に対してされている申請、届出その他の行為であって、児童福祉法第五十九条の四第一項、児童虐待の防止等に関する法律（平成十二年法律第八十二号）第十六条又は民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（平成二十八年法律第百十号）第四十一条の規定により、この政令の施行後、高崎市が処理することとなる事務に係るものは、この政令の施行後は、高崎市長若しくは高崎市が設置する児童相談所の所長その他の高崎市の機関（以下「高崎市長等」という。）の行った許可、認可その他の処分若しくは通知その他の行為又は高崎市長等に対してされた申請、届出その他の行為とみなす。

3　この政令の施行前に児童福祉法、児童虐待の防止等に関する法律又は民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律（これらに基づく命令を含む。）の規定により都道府県知事等に対して報告その他の手続をしなければならない事項であって、この政令の施行前に当該手続がされていないもののうち、児童福祉法第五十九条の四第一項、児童虐待の防止等に関する法律第十六条又は民間あっせん機関による養子縁組のあっせんに係る児童の保護等に関する法律第四十一条の規定により、この政令の施行後、高崎市が処理することとなる事務に係るものについては、この政令の施行後は、これを、高崎市長等に対して当該手続がされていないものとみなして、これらの法令の規定を適用する。

内閣総理大臣　石破　茂

介護保険法施行令の一部を改正する政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年一月二十二日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第十一号

介護保険法施行令の一部を改正する政令

内閣は、介護保険法（平成九年法律第百二十三号）第百二十九条第二項の規定に基づき、この政令を制定する。

介護保険法施行令（平成十年政令第四百十二号）の一部を次のように改正する。

第三十八条第一項第一号ハ及び第四号イ並びに第三十九条第一項第一号ハ及び第四号イ中「八十万円」を「八十万九千円」に改める。

附　則

（施行期日）

1　この政令は、令和七年四月一日から施行する。

（経過措置）

2　この政令による改正後の規定は、令和七年度以後の年度分の保険料に係る保険料率の算定について適用し、令和六年度以前の年度分の保険料に係る保険料率の算定については、なお従前の例による。

厚生労働大臣　福岡　資麿
内閣総理大臣　石破　茂

風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律の施行期日を定める政令をここに公布する。

御　名　御　璽

令和七年一月二十二日

内閣総理大臣　石破　茂

政令第十二号

風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律の施行期日を定める政令

内閣は、風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律（令和六年法律第三十九号）附則第一項の規定に基づき、この政令を制定する。

風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律の施行期日は、令和七年三月一日とする。

防衛大臣　中谷　元
内閣総理大臣　石破　茂

省令

○防衛省令第一号

風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律（令和六年法律第三十九号）の規定に基づき、及び同法を実施するため、風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律施行規則を次のように定める。

令和七年一月二十二日

防衛大臣　中谷　元

風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律施行規則

（想定最高風車高）

第一条　風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律（以下「法」という。）第三条第一項第一号に規定する防衛省令で定める風車高は、三百十五メートルとする。

（電波障害防止区域を表示する図面）

第二条　法第三条第四項の図面は、防衛省防衛政策局の事務所及び地方防衛局の事務所に備え付けるものとし、防衛省防衛政策局の事務所に備え付けるべきものは、全ての電波障害防止区域に関するもの、地方防衛局の事務所に備え付けるべきものは、その管轄区域に係る電波障害防止区域に関するものとする。

２　法第三条第四項の規定による公表は、防衛省のウェブサイトへの掲載により行うものとする。

（風力発電設備の設置等の届出）

第三条　法第四条第一項の規定による届出は、別記様式第一による届出書に次に掲げる書面のいずれかを添付して行うものとする。

一　電気事業法（昭和三十九年法律第百七十号）第四十六条の十七第二項の規定による経済産業大臣からの通知

二　電気事業法第四十八条第一項の規定による主務大臣への届出

三　前二号と同等程度にその手続を経ているものと認められることを証する書面

２　法第四条第二項（同条第六項及び法第五条第二項において準用する場合を含む。）の規定による届出は、別記様式第二により行うものとする。

３　法第四条第五項の規定による届出は、別記様式第三による届出書に、風力発電設備の設置等に係る工事が施工中であるものについては、当該工事が施工中であることを証する書面を、次条各号のいずれかに該当するものについては、それを証する書面を添付して行うものとする。

（施工中となる準備の完了）

第四条　法第四条第四項の規定により、風力発電設備の設置等に係る工事の施工の準備の完了の程度で当該風力発電設備の設置等に係る工事が施工中となるものは、次のいずれかに該当するものとする。

一　電気事業法第四十六条の十七第二項の規定による経済産業大臣からの通知があったもの

二　電気事業法第四十八条第一項の規定による主務大臣への届出がなされたもの

三　前二号と同等程度にその施工の準備が完了したものと認められるもの

（電波障害防止区域の指定の解除等の通知）

第五条　防衛大臣は、次のいずれかに該当する場合には、法第六条第一項の規定により自衛隊等使用電波障害原因となると認められる旨の通知をした風力発電設備の設置者（法第七条の規定により現に電波障害防止区域内（その区域とその他の区域とにわたる場合を含む。）において風力発電設備の設置等に係る工事を制限されている者に限る。）に対し、その旨を通知する。

一　法第三条第五項の規定により当該電波障害防止区域の指定を解除したとき。

二　当該電波障害防止区域の範囲を縮小したことにより、風力発電設備の設置等が当該電波障害防止区域内においてするものでないものとなったとき。

三　当該電波障害防止区域内においてする風力発電設備の設置等が自衛隊等使用電波障害原因とならないものと認めたとき。

（工事の制限の解除）

第六条　法第七条第三号に規定する防衛省令で定める工事の制限が解除される場合は、前条第二号及び第三号の規定による通知があったときとする。

附　則

この省令は、法の施行の日（令和七年三月一日）から施行する。

別記様式第一（第三条関係）

風力発電設備設置等工事計画届

年　　月　　日

防衛大臣　殿

住所（注１）
氏名（注２）

風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律（令和６年法律第39号）第４条第１項の規定に基づき、以下のとおり届け出ます。

１　風力発電設備の設置者の住所氏名（注１、注２）　電話	
２　工事の請負人の住所氏名（注１、注２、注３）　電話	
３　工事の下請人の住所氏名（注１、注２、注３）　電話	
４　風力発電設備に係る位置、風車高、形状 別表により記載すること。	
５　工事着手予定年月日	
６　工事完了予定年月日	
７　その他参考となる事項	

注１　法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
２　法人又は団体の場合は、商号又は名称並びに代表者の役職名及び名称を記載すること。
３　工事の請負人の住所氏名欄（工事の下請人がいる場合は、工事の下請人の住所氏名欄を含む。）を未定として届け出る場合は、当該欄に未定と記載し、請負契約の予定年月日をその他参考となる事項欄に記載すること。
４　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別表

風車情報入力シート

のセルのみご記入ください

1 事業名

2 風車を設置する自治体名

都道府県名（可能であれば区市町村名まで）

3 風車等の緯度経度・諸元

No.	緯度（北緯を(+)値数で記入）Latitude	経度（東経を(+)値数で記入）Longitude	標高（m）(a)Altitude of Site	風車機種 WT Model	メーカー Manufacturer	機体（kW）Rotor Power	ブレード枚数（枚）Number of Blades	ブレード最大幅径（m）Blade Max Chord Width	ブレード先端幅径（m）Blade Tip Chord Width	タワー上端径(1)（m）Tower Top Diameter	タワー最元径(2)（m）Tower Bottom Diameter	ローター半径（m）(b)Rotor Radius (b)Rotor Diameter	ハブ高さ（m）(c)Hub Height	風車高（m）（自動計算）(a)+(b)+(c) Altitude of WT	緯度（10進数）（自動計算）	経度（10進数）（自動計算）
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
16																
17																
18																
19																
20																
21																
22																
23																
24																
25																
26																
27																
28																
29																
30																
31																
32																
33																
34																
35																
36																
37																
38																
39																
40																
41																
42																
43																
44																
45																
46																
47																
48																
49																
50																

別記様式第二（第三条関係）

風力発電設備設置等工事変更届

年　　月　　日

防衛大臣　殿

住所（注１）
氏名（注２）

風力発電設備について、　　年　　月　　日付け届け出た事項を以下のとおり変更するので、風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律（令和６年法律第39号）第４条第２項
第４条第６項の規定に基づき、以下のとおり届け出ます。
第５条第２項

１　風力発電設備の設置者の住所氏名（注１、注２）　電話
２　変更の内容
３　風力発電設備に係る位置、風車高、形状 別表により記載するとともに、変更部分を明示すること。
４　その他参考となる事項

注１　法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
　２　法人又は団体の場合は、商号又は名称並びに代表者の役職名及び名称を記載すること。
　３　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別表

風車情報入力シート

のセルのみご記入ください

1 事業名

2 風車を設置する自治体名

都道府県名（可能であれば区市町村名まで）

3 風車等の緯度経度・諸元

No.	緯度（北緯を(+)値数で記入）Latitude	経度（東経を(+)値数で記入）Longitude	標高（m）(a)Altitude of Site	風車機種 WT Model	メーカー Manufacturer	定格出力（kW）Rotor Power	ブレード枚数（枚）Number of Blades	ブレード最大幅径（m）Blade Max Chord Width	ブレード先端幅径（m）Blade Tip Chord Width	タワー上端径(1)（m）Tower Top Diameter	タワー基元径(2)（m）Tower Bottom Diameter	ローター半径（m）(b)Rotor Radius (b)Rotor Diameter	ハブ高さ（m）(c)Hub Height	風車高（m）（自動計算）(a)+(b)=(c) Altitude of WT	総面積（収集数：自動計算）	総面積（収集数：自動計算）
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
16																
17																
18																
19																
20																
21																
22																
23																
24																
25																
26																
27																
28																
29																
30																
31																
32																
33																
34																
35																
36																
37																
38																
39																
40																
41																
42																
43																
44																
45																
46																
47																
48																
49																
50																

別記様式第三（第三条関係）

風力発電設備工事施工中届

年　月　日

防衛大臣　殿

住所（注１）
氏名（注２）

風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律（令和６年法律第39号）第４条第５項の規定に基づき、以下のとおり届け出ます。

１　風力発電設備の設置者の住所氏名（注１、注２）　電話
２　工事の請負人の住所氏名（注１、注２、注３）　電話
３　工事の下請人の住所氏名（注１、注２、注３）　電話
４　風力発電設備に係る位置、風車高、形状 別表により記載すること。
５　工事着手年月日（注４）
６　工事完了予定年月日
７　その他参考となる事項

注１　法人又は団体の場合は、本店又は主たる事務所の所在地を記載すること。
２　法人又は団体の場合は、商号又は名称並びに代表者の役職名及び名称を記載すること。
３　工事の請負人の住所氏名欄（工事の下請人がいる場合は、工事の下請人の住所氏名欄を含む。）を未定として届け出る場合は、当該欄に未定と記載し、請負契約の予定年月日をその他参考となる事項欄に記載すること。
４　風力発電設備の設置等による電波の伝搬障害を回避し電波を用いた自衛隊等の円滑かつ安全な活動を確保するための措置に関する法律施行規則（令和７年防衛省令第１号）第４条第１号から第３号までのいずれかに該当する場合は、工事着手予定年月日を記載すること。
５　用紙の大きさは、日本産業規格Ａ４とすること。

別表

風車情報入力シート

のセルのみご記入ください

1 事業名

2 風車を設置する自治体名

都道府県名（可能であれば区市町村名まで）

3 風車等の緯度経度・標高

No.	緯度（北緯を(+)値数で記入） Latitude	経度（東経を(+)値数で記入） Longitude	標高（m） (a) Altitude of Site	風車機種 WT Model	メーカー Manufacturer	機体（kW） Rotor Power	ブレード枚数（枚） Number of Blades	ブレード最大幅径（m） Blade Max Chord Width	ブレード先端幅径（m） Blade Tip Chord Width	タワー上端径(1)（m） Tower Top Diameter	タワー基元径(2)（m） Tower Bottom Diameter	ローター半径（m） (b) Rotor Radius (b) Rotor Diameter	ハブ高さ（m） (c) Hub Height	風車高（m） （自動計算） (a)+(b)+(c) Altitude of WT	緯度 （10進数・自動計算）	経度 （10進数・自動計算）
1																
2																
3																
4																
5																
6																
7																
8																
9																
10																
11																
12																
13																
14																
15																
16																
17																
18																
19																
20																
21																
22																
23																
24																
25																
26																
27																
28																
29																
30																
31																
32																
33																
34																
35																
36																
37																
38																
39																
40																
41																
42																
43																
44																
45																
46																
47																
48																
49																
50																